

# 健康管理手帳・船員健康管理手帳所持者のみなさまへ

## 令和7年10月1日以降の受診分から 健康管理手帳の受診旅費の支払額が変更となります

### 以前からの主な変更点等

#### 1:自家用自動車を使用した場合

支払額が

従来の「37円/km」から「**18円/km**」に変更となります。  
また、高速道路料金、駐車場料金が新たに支払い対象となります。  
※高速道路料金・駐車場料金の支給を請求いただく場合は、  
領収書等（高速道路料金はETC利用証明書の提出でも可）を  
提出いただく必要があります。

#### 2:鉄道を使用した場合

従来は普通旅客運賃のみ支払い対象としていましたが、  
急行・特急料金も新たに支払い対象となります。  
急行・特急料金を含む旅費を請求いただく場合は、領収書等を提出  
いただく必要があります。  
(グリーン車等の支払いは従来どおり支給対象外となります)

※ 国家公務員等の旅費に関する法律が改正されたことを受け、本制度による受診旅費の支払額も変更となるものです。

※ 受診旅費についてのお問い合わせ

鹿児島労働局健康安全課 ☎099-223-8279